

高山村
第6期 障害福祉計画
第2期 障害児福祉計画

充実した福祉の村づくりをめざして

案

令和3年3月

群馬県 高山村

はじめに

令和3年3月

高山村長 後藤 幸三

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間.....	2
4	計画の対象者	2
5	計画の策定体制	3
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	基本理念.....	4
2	基本方針	4
3	障害福祉サービス等の全体像	5
第3章	令和5年度の数値目標の設定	6
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	8
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	9
5	障がい児支援の提供体制の整備等.....	11
6	相談支援体制の充実・強化等	13
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	14
第4章	障害福祉サービス等の必要量の見込み	15
1	訪問系サービス	15
2	日中活動系サービス.....	17
3	居住系サービス	22
4	相談支援.....	24
5	障がい児支援	25
第5章	地域生活支援事業の必要量の見込み	27
1	理解促進研修・啓発事業.....	27
2	自発的活動支援事業.....	27
3	相談支援事業	28
4	成年後見制度利用支援事業	29
5	成年後見制度法人後見支援事業.....	29

6	意思疎通支援事業.....	29
7	日常生活用具給付事業.....	30
8	手話奉仕員養成研修事業.....	30
9	移動支援事業.....	31
10	地域活動支援センター事業.....	31
11	その他の事業.....	32
第6章 障害福祉サービス等の見込み.....		33
1	訪問系サービス.....	33
2	日中活動系サービス.....	33
3	居住系サービス.....	33
4	地域生活支援事業.....	33
5	障がい児支援.....	34
第7章 計画の推進.....		35
1	進捗管理と評価.....	35
参考資料.....		36
	高山村障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱.....	36
	高山村障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会 委員名簿.....	38

※「障がい」の表記について

高山村では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字の否定的なイメージを配慮するとともに、障がいのある人の人権を尊重する観点から、ひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、固有名詞については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画では、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本村では、平成30年3月に「第3次高山村障害者基本計画」、「第5期高山村障害福祉計画」及び「第1期高山村障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者福祉や社会経済情勢の変化を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無にかかわらずいきいきと暮らせる社会の構築をめざし、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

「第5期高山村障害福祉計画」及び「第1期高山村障害児福祉計画」の期間が令和2年度に終了することを踏まえ、近年の障がいのある人をめぐる動向や法制度の変革の動きに対応するために、新たに「第6期高山村障害福祉計画」及び「第2期高山村障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、高山村における障がい者施策の基本方針として策定された「高山村障害者基本計画」をはじめ、各分野の関連計画との整合性を図り策定します。

障害者総合支援法より

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

児童福祉法より

(市町村障害福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

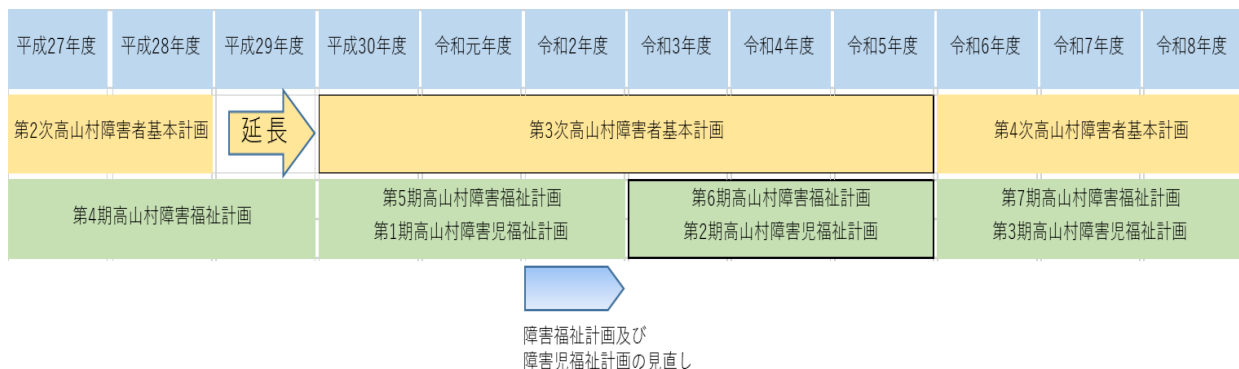
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 計画の期間

「第6期高山村障害福祉計画」及び「第2期高山村障害児福祉計画」は、3年を1期とした計画で、令和3年度から令和5年度までの計画として策定します。

ただし、これらの計画の期間において、制度改革などが行われ、計画の内容に変更が生じた場合は見直しを行うなど柔軟に対応することとします。



4 計画の対象者

障害者基本法第2条第1項において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。また、同法第2条第2項において、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義しています。

本村においては、計画の対象者を障害者基本法に基づく障がい者とします。

ただし、各障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

5 計画の策定体制

本計画は、障がい者団体の代表者等による「高山村障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会」における検討として策定したものです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、「第3次高山村障害者基本計画」と共通の理念とし、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できるまちづくりをめざすため、ノーマライゼーションの理念のもと、「充実した福祉の村づくり」を基本理念とします。

引き続き、このノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人とともに生活し、思いやりを持って共に支え合い、助け合うことのできる村づくりをめざします。

また、障害者基本法の目的規定を踏まえ、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を共通理念として捉え、計画を推進します。

基本理念

充実した福祉の村づくり

2 基本方針

1 温かさが感じられる村

障がいのある方が社会的に自立するためには、福祉サービスの体系的な整備と内容の充実が重要です。障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう「温かさが感じられる村」をめざしていきます。

2 豊かさが感じられる村

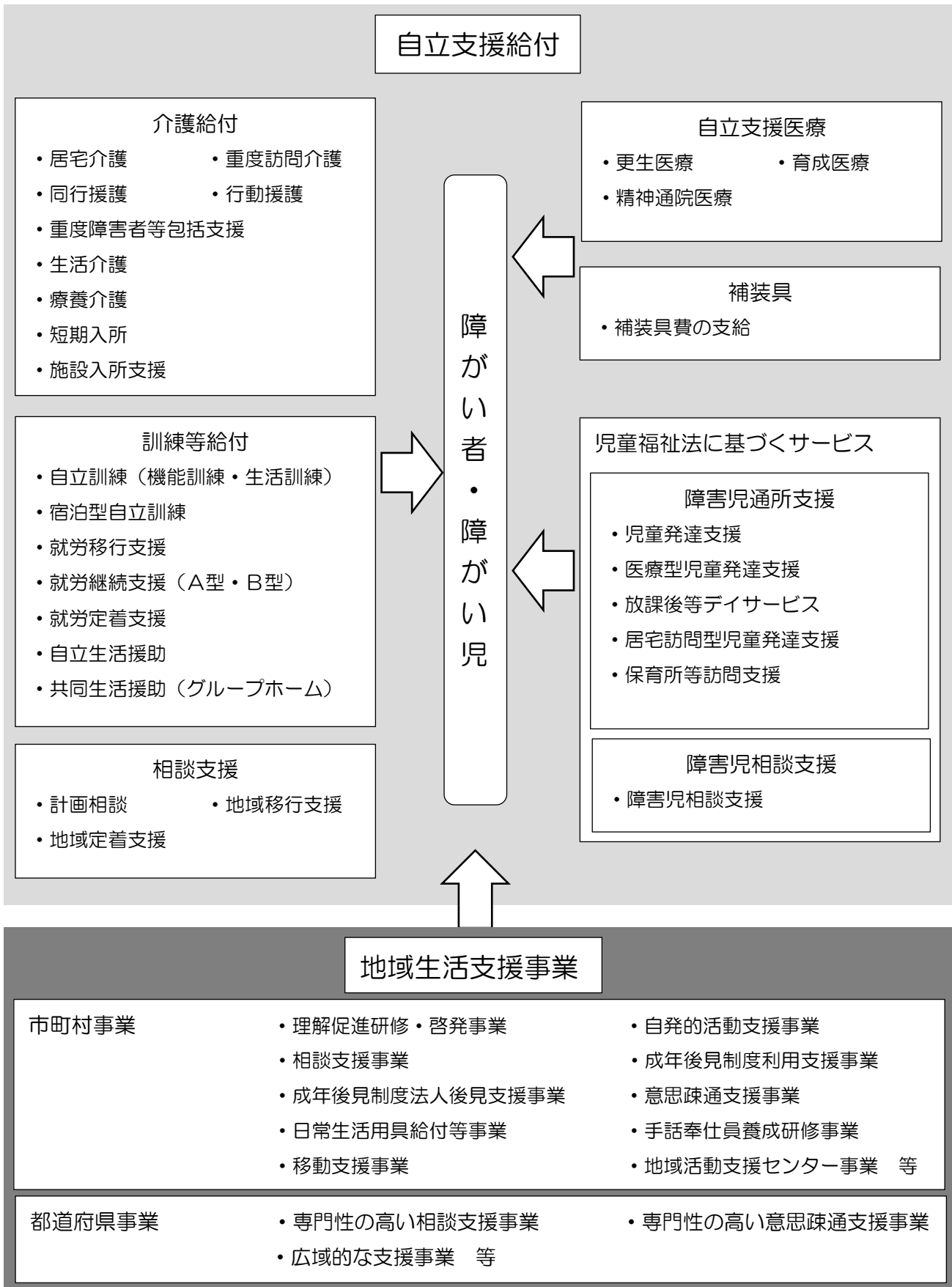
障がいのある方が経済的に自立するためには、教育の充実と雇用の促進・拡大が重要です。障がいのある方が住み慣れた地域において、心と身体の健康を保ち続けられるよう「豊かさが感じられる村」をめざしていきます。

3 やすらぎが感じられる村

障がいのある方が外出し活動するためには、「やすらぎが感じられる村」づくりへの取り組みが重要です。村民の理解と協力を得ながら社会参加することができるよう支援していきます。

3 障害福祉サービス等の全体像

障害福祉サービス等の全体像は以下のとおりです。



第3章 令和5年度の数値目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■基本指針

国の基本指針	<p>令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</p> <p>当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活へ移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>
--------	--

目標値の設定

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、令和5年度末までにグループホーム、一般住宅等、地域生活へ移行する者の目標値を設定します。

本村では、令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数14人のうち、1人が地域生活へ移行するものと設定します。また、令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者14人から1人減少した13人と設定します。

項目	数値	考え方
施設入所者数	14人	令和元年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	1人 【7.1429%】	令和5年度末の地域生活移行者数 地域生活への移行割合（6%以上）
【目標値】 施設入所者数	13人	令和5年度末の施設入所者数
【目標値】 施設入所者数の削減	1人	令和5年度末の入所者削減数 施設入所者の削減割合

※地域生活移行とは、長期入所が常態化していると考えられる施設（身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設）に入所している者の中で地域生活へ移行した者（但し、身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設の入所者の中で長期入所が常態化していると各自自治体が判断する場合には、当該入所者が地域生活へ移行すれば対象に含むものとする。）をいう。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■基本指針

国の基本指針	<p>精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数の上昇：316 日以上とすることを基本とする。【都道府県】</p> <p>精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を設定する。【都道府県】</p> <p>精神病床における退院率の上昇：3 ヶ月時点 69%以上、6 ヶ月時点 86%以上、12 ヶ月時点 92%以上とすることを基本とする。【都道府県】</p>
--------	--

目標値の設定

国の基本指針に掲げる数値目標はすべて、群馬県において目標値が設定されることとなっています。

本村では、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を吾妻地域自立支援協会精神障害者関係部会に設置し、重層的な連携による支援体制を構築することを目標とします。また、精神障がい者の地域移行支援等の活動指標については、現に利用者がいないため、本計画期間中において利用者数を見込んでいませんが、精神障がいのある人のニーズに応じながら、サービスの提供を行います。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の回数	3回	3回	3回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場を1年間の開催回数を見込んで設定する。
【活動指標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
【活動指標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

【活動指標】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	精神障害者の地域移行支援の利用者数
【活動指標】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	精神障害者の地域定着支援の利用者数
【活動指標】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	0人	0人	0人	精神障害者の共同生活援助の利用者数
【活動指標】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	精神障害者の自立生活援助の利用者数

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■基本指針

国の基本指針	令和5年度までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
--------	---

目標値の設定

本村では、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持つ地域生活支援拠点を吾妻圏域において、令和2年度末までに1箇所整備する予定です。令和3年度以降は、地域生活支援拠点等の運用について、吾妻地域自立支援協議会地域生活支援拠点検討部会において、検証及び検討を重ねていきます。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標】 設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	12回	12回	12回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

■基本指針

国の基本指針	<p>令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援 A 型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。</p> <p>就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数を踏まえた上で、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。</p> <p>一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和 2 年度末において、障害福祉計画で定めた令和 2 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>
--------	--

目標値の設定

令和 5 年度に、福祉施設から一般就労に移行する人を令和元年度の一般就労への移行実績の 2 人から 4 人にすることを目標とします。

就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度に一般就労する者のうち 3 人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。また、国の基本指針に定められている就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を、全体の 7 割以上とすることを基本とするとありますが、本村に就労定着支援事業所がないため、本計画期間中において目標を設定していませんが、今後、就労定着支援事業所の整備等があれば、国及び県が設定する数値目標を目指します。

項目	数値	考え方	
令和元年度の一般就労移行者数	2人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した者の数	
【実績】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数	
【実績】 令和元年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0人	令和元年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	
【実績】 令和元年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	1人	令和元年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	
【目標】 令和5年度の一般就労移行者数	4人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者の数 令和元年度の移行実績の1.27倍以上とする。	
	2倍		
	【目標】 令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	2人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数 令和元年度の移行実績の1.30倍以上とする。
		2倍	
	【目標】 令和5年度の就労継続支援A型の一般就労移行者数	0人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数 令和元年度の移行実績の1.26倍以上とする。
		0倍	
	【目標】 令和5年度の就労継続支援B型の一般就労移行者数	2人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数 令和元年度の移行実績の1.23倍以上とする。
		2倍	
【目標】 就労定着支援事業の利用者数	3人	令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。	
	7.5割		
【目標】 就労定着支援事業の就労定着率	—	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とする。	

※一般就労した者とは、一般企業・法人等に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。また、パート、アルバイト、嘱託も含むものとします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■基本指針

国の基本指針	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えない。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
--------	---

目標値の設定

障がい児及びその家族等への支援を適切に行うことができるよう、吾妻圏域において充実した体制の整備を進めます。

また、ペレントトレーニングやペアレントプログラム、ペアレントメーター、ピアサポートについては、本計画期間中は見込んでいませんが、受講希望者等がいれば個別に調整を図っていきます。

項目	数値	考え方
【目標】 児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和 5 度末までに吾妻圏域において整備を進める。
【目標】 保育所等訪問支援事業の実施	1 箇所	吾妻圏域において、1 箇所設置されており、今後も同様の体制を確保する。
【目標】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所	令和 5 度末までに吾妻圏域において整備を進める。
【目標】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 箇所	令和 5 度末までに吾妻圏域において整備を進める。
【目標】 医療的ケア児の支援のための協議の場	1 箇所	吾妻地域自立支援協議会内に協議の場を設置済みである。
【目標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3 人	吾妻圏域において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している。
【活動指標】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0 人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
【活動指標】 ペアレントメンターの人数	0 人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
【活動指標】 ピアサポートの活動への参加人数	0 人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
--------	--

目標値の設定

吾妻圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保するため、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標】 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
【活動指標】 地域の相談支援体制の強化	20件	20件	20件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標】 地域の相談支援体制の強化	7件	7件	7件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標】 地域の相談支援体制の強化	6回	6回	6回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
--------	---

目標値の設定

障害福祉サービス等が多様化しており、障がいのある人のニーズにあわせた障害福祉サービス等を提供するため、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
	1回	1回	1回	
【活動指標】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	無	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
	0回	0回	0回	

第4章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

現状と課題

平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績において、利用者数及び利用時間はともに横ばいです。訪問系サービスは、障がいのある人の在宅生活を支える重要なサービスであるため、今後も、地域生活を支える基本的なサービスの利用促進、供給体制の拡充を図ります。

サービス見込み量

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。

(単位: 上段 時間分/月、下段 実利用者数/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	15 時間	15 時間	16 時間	15 時間	15 時間	15 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

注 1) 実績値及び見込みは月あたり (以下表、同様)

注 2) 「時間」とは、平均的な月間のサービス提供時間をいう

注 3) 令和 2 年度実績は、9 か月分の実績から実績見込みを算出している

※令和 2 年度は 12 月 31 日時点の数値を基に推計 (以下表、同様)

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、一般企業への就職を希望したり、一般就労以外の創作活動や生産活動等を希望したり、生活能力の維持・向上を図るための訓練をしたりなど、一人ひとりの目標に合わせ様々なものがあります。地域での自立を支援する点からも、障がい者の日中活動の場の確保は、ますます重要になっています。

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

現状と課題

平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績において、利用者数及び利用日数ともに横ばいです。今後も障がいのある人の日中活動の場として、必要なサービスを利用できるように、サービス提供体制の整備に努めます。

サービス見込み量

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。

(単位: 上段 人日分/月、下段 実利用者数/月)

区分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	323 人日分	376 人日分	361 人日分	396 人日分	396 人日分	396 人日分
	15 人	17 人	17 人	18 人	18 人	18 人

注) 「人日分」とは、「人日分」=「月間の利用人数」×「1 人 1 月当たりの平均利用日数」

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、身体障がいのある人または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を提供します。

「生活訓練」は、知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を提供します。

現状と課題

機能訓練については、サービス提供事業所が近隣にないことなどから、利用者がいない状況です。生活訓練については、吾妻圏域においてサービス提供事業所があることから、令和2年度において利用実績があります。

サービス見込み量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。なお、機能訓練においては、利用実績等がないため、サービスの利用が見込まれないため、見込み量は設定しないこととします。

(単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練（機能訓練）	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0人日分	0人日分	63人日分	60人日分	40人日分	40人日分
	0人	0人	3人	3人	2人	2人

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

現状と課題

平成30年度及び令和元年度の利用実績において、利用者数及び利用日数は横ばいでしたが、令和2年度の利用実績は、利用者数及び利用日数ともに減少となりました。

サービス見込み量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。

(単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	84人日分	90人日分	18人日分	20人日分	40人日分	40人日分
	5人	6人	1人	1人	2人	2人

(4) 就労継続支援

就労継続支援 A 型は、一般企業での就労が困難な人等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

就労継続支援 B 型は、年齢や体力の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業などを利用したが、雇用に結びつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

現状と課題

就労継続支援 A 型については、平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績において、利用者数及び利用日数ともに横ばいです。就労継続支援 B 型については、平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績において、利用者数及び利用日数ともに増加傾向にあります。

サービス見込み量

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。

(単位: 上段 人日分/月、下段 実利用者数/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援 (A 型)	36 人日分	28 人日分	18 人日分	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
就労継続支援 (B 型)	43 人日分	82 人日分	90 人日分	120 人日分	120 人日分	120 人日分
	2 人	4 人	5 人	6 人	6 人	6 人

(5) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した者で、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業や関係機関との連携調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

現状と課題

平成 30 年度から新設されたサービスになりますが、平成 30 年度から令和 2 年度において、利用者がいない状況です。

サービス見込み量

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績はありませんが、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する人が増加していることから、就労定着支援事業の利用が見込まれることを勘案し、サービス見込み量を設定します。

(単位：人分/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	3 人

(6) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

現状と課題

療養介護において、利用者がいない状況です。

サービス見込み量

利用該当者が見込まれないため、サービス見込み量は設定しないこととします。

(単位：人分/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現状と課題

短期入所において、平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績はありませんが、今後も緊急時等の利用に対応できるようサービスを確保していく必要があります。

サービス見込み量

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績はありませんが、障がいのある人の在宅生活を継続する上で重要なサービスであることなどを考慮し、サービス見込み量を設定します。

(単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 (福祉型・ 医療型)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	5 人日分	5 人日分	5 人日分
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

現状と課題

平成 30 年度から新設されたサービスであり、サービス提供事業所が近隣にないことなどから、利用者がいない状況です。

サービス見込み量

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績がないことから、サービスの利用が見込まれないため、サービス見込み量は設定しないこととします。

(単位：人分/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

現状と課題

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用者数は、横ばいです。

サービス見込み量

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。また、施設入所からの地域移行等を踏まえ、利用者数を見込みます。

(単位：人分/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助 (グループホーム)	7 人	8 人	7 人	7 人	7 人	8 人

(3) 施設入所支援

施設に入所する人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

現状と課題

平成30年度から令和2年度までの利用者数は、横ばいです。

サービス見込み量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。また、施設入所者の地域生活への移行等を踏まえ、利用者数を見込みます。

(単位：人分/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	13人	14人	14人	14人	14人	13人

(4) 宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、施設に宿泊させ、食事や家事などの日常生活の能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連携調整などの支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

現状と課題

宿泊型自立訓練において、利用者がいない状況です。

サービス見込み量

利用該当者が見込まれないため、サービス見込み量は設定しないこととします。

(単位：人分/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人	0人	0人	0人

4 相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画案」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

現状と課題

計画相談支援については、利用者数が横ばいです。また、地域移行支援、地域定着支援については、利用者がいない状況です。

サービス見込み量

計画相談支援においては、平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。また、地域移行支援、地域定着支援においては、利用該当者が見込まれないため、サービス見込み量は設定しないこととします。

(単位：人分/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	4 人	6 人	6 人	9 人	9 人	9 人
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 障がい児支援

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

(4) 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(6) 福祉型障害児入所支援

18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練を行います。

(7) 医療型障害児入所支援

18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練を行います。

(8) 障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

(9) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したものを配置し、医療的ケア児のサービス提供につなげます。

現状と課題

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、平成30年度から令和2年度において、利用実績がありました。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、本村では配置していませんが、吾妻圏域において3人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しています。

サービス見込み量

平成30年度から令和2年度までの利用実績等を勘案し、サービス見込み量を設定します。

(単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	6人日分	0人日分	6人日分	1人日分	0人日分	0人日分
	1人	0人	1人	10人	0人	0人
放課後等デイサービス	13人日分	46人日分	51人日分	40人日分	50人日分	50人日分
	2人	4人	5人	4人	5人	5人
保育所等訪問支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
福祉型児童入所支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	1人	1人	1人	1人	1人	1人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。村の必須事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が挙げられます。

1 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

第5期計画期間における実績はありませんが、必要に応じて、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行っていきます。

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	無	無	無	有	有	有

2 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

第5期計画期間における実績はありませんが、必要に応じて、地域における自発的な取り組みを支援していきます。

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業 (実施の有無)	無	無	無	有	有	有

3 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がい者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため、関係機関と連絡調整し、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。本村では、吾妻圏域において、郡内の法人に委託し、事業を実施しています。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。本村では、吾妻圏域において、基幹相談支援センターを設置して対応しています。

③ 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で、入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

第5期計画期間における実績はありませんが、必要に応じて、入居に必要な調整等に係る支援を行っていきます。

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業						
基幹相談支援センター (実施の有無)	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等強化事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	無	無	無	無	無	無

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

現在、村長申立てによる対象者はいませんが、制度に関する情報提供等を充実させ、制度の周知啓発活動を図ります。

（単位：人分/年）

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業 （実利用件数）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

現在、制度を実施する法人はありませんが、今後も、後見制度の実施に取り組む法人を支援していきます。

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援制度 （実施の有無）	無	無	無	有	有	有

6 意思疎通支援事業

聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者とその周りの人との意思疎通を円滑なものにします。

第5期計画期間における利用実績はありませんが、必要に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （実利用件数）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
手話通訳者設置事業 （実設置者数）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

7 日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

第5期計画期間において、用具の種類により利用件数が異なりますが、そのうち、排せつ管理支援用具については、利用が多く、一定の利用件数がみられます。今後も、必要とする人が円滑に利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。

(単位：件分/年)

区 分	利用実績			見込み a		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①介護・訓練支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
②自立生活支援用具	0件	0件	1件	1件	1件	1件
③在宅療養等支援用具	1件	1件	0件	1件	1件	1件
④情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
⑤排せつ管理支援用具	63件	79件	62件	72件	72件	72件
⑥在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0件	0件	0件	0件	0件	0件

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

第5期計画期間における実績はありませんが、必要に応じて、今後も事業の実施について検討します。

(単位：人分/年)

区 分	実 績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業 (登録者数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。

第5期計画期間における利用実績はありませんが、必要に応じて、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会参加のための外出の際の支援を行います。

(単位：上段 人分/月、下段 時間/月)

区 分	利用実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
延べ利用時間数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

10 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

第5期計画における利用実績は他市町村の地域活動支援センターでの利用実績がありました。今後も日中活動の場の充実を図るため、関連する市町村との連携を図ります。

区 分		利用実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障害者地域活動支援センターしらかば	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
他市町村の地域活動支援センター	利用箇所数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	利用者数	1人	2人	2人	2人	2人	2人

※関連する町村 精神障害者地域活動支援センターしらかば：吾妻郡6か町村

ひがしあがつま地域活動支援センター：吾妻郡東部3町村

1 1 その他の事業

(1) 訪問入浴サービス事業（市町村任意事業）

在宅で重度の障がいがあるため、入浴が困難な人に、移動入浴車による入浴サービスを行います。

(2) 日中一時支援事業（市町村任意事業）

障がい者等が日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な休息の確保等を行います。

(3) 自動車運転免許取得費・改造費助成事業（市町村任意事業）

障がい者が自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第6章 障害福祉サービス等の見込み

1 訪問系サービス

障がいのある人が安心して地域移行ができるよう、在宅でのホームヘルプの量と質の確保に努めます。事業者に対する確かな情報提供などにより、訪問系サービスへの参入を促進することにより、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備を進め、必要な供給量の確保を図ります。これにより、重度の障がいがある人を含め、地域生活への移行を進めることができるよう、サービスの量と質の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

障がいのある人が安心して必要なサービスが受けられるよう、サービス提供体制を確保する必要があります。また、事業者の参入を促進するなど、地域社会資源の活用などを図り、必要なサービス量の確保をするとともに、身近な地域において障害福祉サービスが受けられるよう誘導していきます。

3 居住系サービス

地域移行に伴う今後の利用者に応じた共同生活援助事業者の確保を図るため、的確な情報提供により民間事業者の参入を促進する必要があります。

また、就労支援や相談支援等、地域生活の支援体制の構築を図るとともに、グループホーム体験事業等により地域生活での課題を検証し、障がいのある人本人や保護者の意識の向上、また地域での理解促進を進めます。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどの提供を行います。

移動支援事業、コミュニケーション支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの人材の確保を図ることが特に重要です。サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

日常生活用具給付事業は、生活用具に関する製品情報、提供業者の最新情報の提供、福祉・医療関連製品などの情報入手及び情報提供を行い、対象品目の整備・充実に努めます。

地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、あるいは日中の生活の場の提供とともに日常生活の相談支援や地域交流の促進を図り、障がいのある方の社会復帰の拠点として整備を図ります。

5 障がい児支援

障がい児支援については、個別のニーズや利用状況を把握し、サービスの充実や適正な利用を目指します。また、早期療育の観点から相談支援体制の充実を図ります。

第7章 計画の推進

1 進捗管理と評価

本計画の効果的な推進を図るためには、計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しや対策を講じていく必要があります。

また、障害福祉サービスや相談支援の充実、障がいのある人の地域移行や就労移行を促進することも重要であり、「吾妻地域自立支援協議会」を通じて、吾妻圏域で必要なサービス基盤の整備を検討する等、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画の推進体制の充実を図ります。

参考資料

本計画の策定は、「高山村障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会」において審議しました。

高山村障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による高山村障害者基本計画（以下「障害者基本計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による高山村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による高山村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するため、高山村障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、保健、医療、福祉、教育等に関し見識を有する者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長の選出は委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(結果報告)

第8条 会長は、委員会の審議結果について、村長に報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員には、別に定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健みらい課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

高山村
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

令和3年3月発行

発行 高山村

編集 高山村役場 保健みらい課

〒377-0702 群馬県吾妻郡高山村大字中山 3410 番地

TEL 0279-63-1311

高山村ホームページ <http://vill.takayama.gunma.jp/>
